

(健Ⅱ610F)  
令和4年3月15日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

12歳以上17歳以下の者への新型コロナワクチンの3回目接種  
に向けた接種体制の準備について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、米国、欧州で可能となっている12歳以上17歳以下の者への新型コロナワクチンの3回目接種が今後必要な審議等を経て、わが国においても早ければ本年4月から予防接種法上位置付けられる可能性を踏まえ、同接種の準備に当たっての現時点の留意事項を連絡するものです。

同接種に用いられるワクチンは、現時点でファイザー社ワクチンのみとなることが見込まれ、12歳以上17歳以下の者は、基本的に令和3年6月以降に初回接種を完了していることから、令和4年4月以降に追加接種を開始する場合には、その時点で一定規模の者が接種対象者となっていることが考えられるとされております。

また、これまでのワクチン配分に係る事務連絡において示された配分量は、12歳以上17歳以下の者を含め、初回接種を完了した全ての者に接種機会を提供できる数量であるため、特にこれらの者のための追加配分は予定されていないとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（[令和4年1月27日付\(健Ⅱ522F\)](#)参照）

「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（[令和3年11月30日付\(健Ⅱ421F\)](#)）

「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に使用するファイザー社ワクチンの追加配分及び武田／モデルナ社ワクチンの配送の前倒し等について」（[令和4年3月2日\(健Ⅱ591F\)](#)）

事務連絡  
令和4年3月11日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

12歳以上17歳以下の者への新型コロナワクチンの3回目接種に向けた  
接種体制の準備について

12歳以上17歳以下の者については、米国食品医薬品庁（FDA）は令和4年1月3日に、また、欧州医薬品庁（EMA）は令和4年2月24日に、ファイザー社ワクチンによる追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を可能としています。

今後、わが国においても、必要な手続が行われた場合には、早ければ本年4月から、12歳以上17歳以下の者に対する追加接種が予防接種法に基づく予防接種として位置付けられることも考えられます。12歳以上17歳以下の者に用いられるワクチンは、現時点でファイザー社ワクチンのみとなることを見込まれるため、各自治体におかれては、12歳以上17歳以下の者に対する追加接種に要する量の同ワクチンを確保していただく必要があります。

このため、12歳以上17歳以下の者に対する追加接種が今後開始された場合の準備として、現時点でご留意いただきたいことを、下記のとおりお知らせいたします。各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容をご了知いただき、12歳以上17歳以下の者に対する追加接種を実施することとなった場合に、希望する者への接種を速やかかつ円滑に行えるよう準備を進めていただくとともに、関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. 接種体制の確認について

64歳以下の者に対する追加接種については、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、予約枠に空きがある場合には、初回接種（1、2回目接種をいう。以下同じ。）から6か月の接種間隔が空いたならば、追加接種を実

施していただくようお願いしている。また、12歳以上17歳以下の者は、基本的に令和3年6月以降に初回接種を完了していることから、令和4年4月以降に追加接種を開始する場合には、その時点で一定規模の者が接種対象者となっていることが考えられる。

このため、今後、必要な審議等を経て、令和4年4月以降、12歳以上17歳以下の者に対する追加接種が予防接種法に基づく予防接種として位置付けられた場合に、接種を希望する者が速やかかつ円滑に接種を行えるよう、必要な接種体制の確保について確認すること。

## 2. 接種券の発送準備について

12歳以上17歳以下の者への追加接種を開始した場合に、接種を希望する者が速やかかつ円滑に接種を受けることができるよう、接種券の発送の準備を進めること。接種対象者が予約に一定の時間を要することも考慮した上で、接種券発行スケジュールを検討すること。

追加接種の実施時までには市町村から接種券を発行することが困難である場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の内容に従って、追加接種を実施することを検討すること。また、「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の記2の内容並びに「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について（その2）」（令和4年2月18日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の記2及び3の内容を参照の上、地域の実情に応じ、接種券に関する柔軟な対応を行うこと。

## 3. 必要なワクチンの確保について

これまでのワクチン配分に係る事務連絡において示した配分量は、12歳以上17歳以下の者を含め、初回接種を完了した全ての者に接種機会を提供できる数量であるため、特にこれらの者のための追加配分は予定していない。このため、今後、12歳以上17歳以下の者に対するファイザー社ワクチンによる追加接種を開始した場合に、希望する者が接種を受けることができるよう、各市町村において初回接種を完了した12歳以上17歳以下の者の数等を勘案の上、必要な量のファイザー社ワクチンを確保しておくこと。

以上